瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

 $\rfloor$ 

### 瀬戸市規則第16号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則(平成15年瀬戸市規則第1 8号)の一部を次のように改正する。

### 第1号様式中

Γ

可纵独地世	住所		を
受給資格者	氏名	男・女生年月日	

Γ

受給資格者	住所		に改める
	氏名	生年月日	

#### 第2号様式中

Γ

受	住	所		
給	氏	名		を
者	生年	月日	男・女	

Γ

	受	住 所					
	給	氏 名					に改める。
	者	生年月日					
							J
第	3 号	様式中					
Γ							
	受	住所					
	給	氏 名					を
	者	生年月日				男・女	
			1				J
Γ							
	受	住 所					
	給	氏 名					に改める。
	者	生年月日					
							J
第	4 号	様式中					
Γ							
	受	住 所					
	給資	氏 名				男・女	を
	格者	生年月日		年	 月	日	
							J
Γ							
	受	住所					
	給資	氏 名					に改める。
	格者	生年月日		年		日	(- <del>9</del> ( °/ • 0 °
		工十万日		+	力	H	

# 第5号様式中

Γ

生年月日	性	別	を

Γ

生 年 月 日	に改める。
	1

## 第7号様式中

Γ

	健康保険組合等	保険者名称	記号・番号	•
	受給者番号	0 5	職業	
	フリガナ		性別	男・女
	氏名		生年月日	年月日

Γ

	健康保険組合等	保険者名称		記号・番号	•	
	受給者番号	0 5	_	職業		
	フリガナ					
	氏名			生年月日	年 月	日

に改める。

を

⅃

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市精神障害者医療費助成条例施 行規則第3条第2項の規定により交付された受給者証又は認定書は、改 正後の瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則第3条第2項の規定に より交付された受給者証又は認定書とみなす。